

雇用就農支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

50歳以上の雇用就農希望者を雇用し、研修を行う農業法人に対して、その研修費を助成します。

3 利用対象者

農業を営む法人

4 支援内容

(1) 補助要件

- 50歳以上の雇用就農希望者を正規雇用、育成する法人等であること。
- 5年以内に売上高を10%以上増加する計画を持つ法人等であること。

(2) 対象経費：雇用就農希望者に対して実施する研修の経費について、月額5万円以下の範囲内で2年間助成。

(3) 補助率：定額

(4) 補助上限額：年間600千円

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和4年4月上旬～令和4年5月下旬

(2) 申請書類（様式）の入手方法：一般社団法人山形県農業会議ホームページ

(3) 申込み先：一般社団法人山形県農業会議

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名： 農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名： 農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号： 023-630-3405

【一般社団法人山形県農業会議】

(1) 機関名・課名： 一般社団法人山形県農業会議

(2) 電話番号： 023-622-8716

集落営農活性化促進事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

集落営農における活性化に向けたビジョンづくりやビジョンに基づく人材の確保、新たな作物の導入等の具体的な取組みを支援します。

3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- 集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略を定めたビジョンを作成
- 成果目標の設定

(2) 対象経費

- (1)で示したビジョン作成に係る経費
- ビジョンの実現に向けて行う具体的な取組みのうち、以下のもの
 - ① 人材の確保
 - ② 収益力向上に向けた取組み
 - ③ 組織の法人化
 - ④ 共同利用機械等の導入経費

(3) 補助率

- ビジョン作成に係る経費 … 定額
- 人材の確保 … 1,000千円上限/年（最長3年間）
- 収益力向上に向けた取組み … 定額
- 組織の法人化 … 250千円
- 共同利用機械等の導入経費 … 1/2以内

(4) 補助上限額： 10,000千円（1ビジョンあたり5年間の取組の合計額）

(5) その他

- 令和4年度からの新規事業であり、支援内容の一部が変更となる可能性があります

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）： 3月中旬～4月中旬
- (2) 申請書類（様式）の入手方法： 市町村
- (3) 申込み先： 市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名： 農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名： 農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号： 023-630-2424

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名： 各総合支庁 農業振興課
- (2) 担当(係)名： 地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁 農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁 農業振興課	0233-29-1320
置賜総合支庁 農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁 農業振興課	0235-66-5497

水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

水田における麦・大豆の需要に応じた生産拡大を図るため、収量・品質の高位安定化に向けた団地化の推進と合わせた先進的な営農技術の導入、生産性向上のための機械・施設の導入を支援します。

3 利用対象者

「麦・大豆産地生産性向上計画」が策定されている産地の

- (1) 農業者の組織する団体（農業の常時従事者が5名以上であること）
- (2) 地域農業再生協議会
- (3) 事業実施主体の地域内で実際に機械・施設を使用する者

4 支援内容

(1) 主な補助要件

- 申請する産地の「麦・大豆産地生産性向上計画」が策定されている、または、事業開始までに策定されることが確実であると地方農政局が認めていること。
- 団地化推進の取組みが含まれた事業実施計画となっていること。
- 農産局長が定める成果目標の基準を満たすこと。
- 受益地の主食用米の作付面積が前年より減少していること。

(2) 対象経費

- ①水田における麦・大豆の団地化の取組みに要する経費
- ②水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入への支援に要する経費
- ③水田における麦・大豆の生産性向上のための機械・施設の導入に要する経費

(3) 補助率

- ①(2)の①の経費：定額(事業実施主体の水田面積に基づく)
- ②(2)の②の経費：定額(事業実施主体が新たに導入する技術について、新たに導入する面積に応じて支援)
- ③(2)の③の経費：1/2(導入する機械等ごとに500千円以上50,000千円未満のもの)

(4) 補助上限額

- ①(2)の①の経費：事業実施主体の水田面積

50ha未満	500千円
50ha以上150ha未満	1,000千円
150ha以上	1,500千円
- ②(2)の②の経費：15千円/10a
- ③(2)の③の経費：導入する機械等ごとに25,000千円

5 募集期間

- (1) 募集期間：1次募集は締切済み。2次以降の募集がある場合は、その都度お知らせします
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村、最寄りの各総合支庁農業振興課から入手してください
- (3) 申込み先：市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 県産米ブランド推進課
- (2) 担当（係）名：生産振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2316

かがやく果樹産地づくり強化事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

J A、農業法人、担い手協議会等が行う先行投資型果樹団地の整備に対する支援を行います。

3 利用対象者

農業協同組合、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 国事業（産地生産基盤パワーアップ事業又は果樹経営支援対策事業）の計画が承認されていること
- 果樹再生戦略計画が承認されていること
- 新たな担い手が参入すること

- (2) 対象経費：①先行投資型果樹団地の整備に要する経費
②整備後の未収益期間における苗木養成に要する経費

- (3) 補助率：①7/10以上〔国5/10、県2/10、市町村（任意）〕
②定額〔国220千円/10a、県220千円/10a〕

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます。
(2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村又は最寄りの総合支庁農業振興課
(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 園芸農業推進課
(2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
(3) 電話番号：023-630-2466